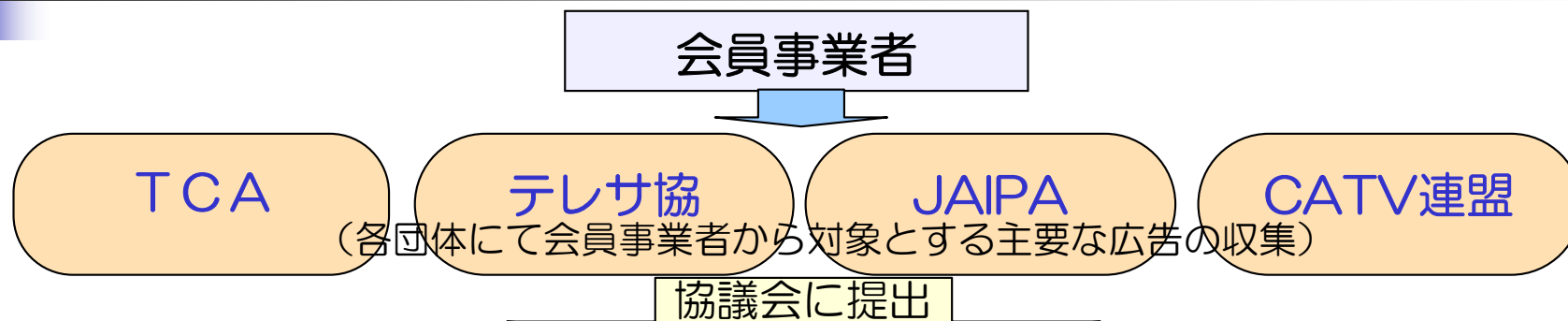


協議会としての主要な広告に関する検証の取り組み



電気通信サービス向上推進協議会

広告表示検討部会（仮称）

（消費者団体のメンバー、4団体の代表等の8名程度で新たに設置）

- 提出された広告事案について、自主基準・ガイドラインを基準に確認
- 提出された広告の確認結果、および問題があると思われる広告事案を委員会に報告

広告表示アドバイザー委員会

（外部の有識者等5名で構成、設置済み）

- 広告表示検討部会からの報告をふまえて、主に問題があると思われる広告事案を検討
- 問題の可能性が指摘された広告事案については、協議会にその旨を指摘

問題の可能性のある広告案件は、協議会より事業者に通知（自主的な見直しを要請する）

- （注1）「電気通信サービスにおける広告表示に関する自主基準及びガイドライン」にもとづき、4団体会員事業者が作成した主要なTV広告・新聞広告等（今後、対象を明確にする予定）を対象とする。
- （注2）上記の確認のプロセスは、各団体、広告表示検討部会、広告表示アドバイザー委員会が連携の上で、2～3ヶ月に1回程度、定期的実施するものとする。
- （注3）4団体の会員事業者から相談したい広告事案の提出があった場合や、消費者団体から指摘のあった広告についても対象とする。